

大市教委第 3175 号

平成 26 年 3 月 25 日

大阪市情報公開審査会

会長 小野 一郎 様

大阪市教育委員会  
委員長 大森 不二雄  
(担当：総務部施設整備課)



### 実施機関理由説明書

異議申立人 氏（以下「異議申立人」という。）が提起した大阪市情報公開条例（以下「条例」という。）第 10 条第 2 項の規定による「もと精華小学校・精華幼稚園跡地売却に関する開発事業者募集プロポーザルへの応募申込者すべての計画提案書」に係る非公開決定（以下「本件決定」という。）に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）に対して、実施機関の判断が妥当である理由を次のとおり説明します。

## 第1 本市の情報公開制度

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいままでもない。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 公開請求

異議申立人は、平成25年3月12日、条例第5条に基づき、実施機関に対し、「もと精華小学校・精華幼稚園跡地売却に関する開発事業者募集プロポーザルへの応募申込者すべての計画提案書の開示を求める」旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る文書を「もと精華小学校・精華幼稚園跡地売却に関する開発事業者募集プロポーザルへの計画提案書」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、条例第10条第2項に基づき、公開しない理由を次のとおり付して、平成25年4月25日付け大市教委第358号により、本件決定を行った。

## 記

「大阪市情報公開条例第7条第2号に該当  
(説明)

上記の情報については、応募申込者が事業活動を行う上でのノウハウが反映されている情報であって、公にすることにより無断使用される等の可能性があり、応募申込者の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。」

## 3 異議申立て

異議申立人は、平成25年6月24日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条第1号に基づき本件異議申立てを行った。

## 第3 実施機関の判断

### 1 本件文書において非公開とした情報について

実施機関が本件文書において公開しないこととした情報は、開発事業者募集プロポーザルへの応募申込者すべての計画提案書である。

### 2 本件文書に対して本件決定を行った理由

#### (1) 情報公開請求について

平成24年度にもと精華小学校跡地をプロポーザル方式により事業提案型による売却を実施し、5者の応募申込者の中から提案内容が優秀だった2者が選出され、価格提案審査により株式会社成信が事業者として決定した。

事業者として決定した株式会社成信の計画提案書はホームページで公開されたが、平成25年4月26日に請求者から、当該プロポーザルで提出された全ての提案の公開を求める請求が出された。

#### (2) 非公開決定理由について

教育委員会としては、次の点から公開区分について検討した結果、非公開とした。  
・計画提案書に記載されている内容は、全体計画に関する事、個別の事業内容に関する事、事業実施に関する事の何れにおいても、状況把握や提案内容だけでなく、レイアウトや書式等に至るまで、各事業者間で同一のものは無く、全て事業提案する際の応募申込者の事業ノウハウが反映されたものであり、公開することにより応募申込者の事業活動に支障をきたすおそれのある内容であり、本市情報公開条例第7条第2号に該当するため非公開としている。

#### (3) 本プロポーザルでの計画提案書公表の前提について

・本プロポーザルの実施要領では、P21 X-2「知的財産権等」で「計画提案書類等の知的財産に係る権利については、それぞれの応募申込者に帰属します」としているとおおり、各計画提案書の知的財産権についてはその作成者である各応募申込者に帰属することを前提としている。

さらに、P19(9)「価格提案審査結果・経過の公表」で「事業予定者の計画提案書の一部若しくは全部をホームページ等で公表します」としており、プロポーザル応募申込者と、価格提案審査及び計画提案審査を経たうえで最終的に落札者として選定された事業予定者とを明確に区別している。そのうえで、計画提案書が無条件に公表対象として取り扱われる者を事業予定者のみに限定している。

そのため、本プロポーザルに申し込むことによって計画提案書が公表されること



が前提条件となっている訳ではない。

(4) 例外として応募申込者の計画提案書を公表する場合について

- ・上述のとおり本プロポーザルでは、原則として事業予定者以外の計画提案書が公表されるものではないが、一方で、実施要領 P21 X-2「知的財産権等」で「計画提案書類等について、公表、展示、その他本市が必要と認めるときには協議の上、本市が無償で使用できる」と示すように、本市として必要性を認める場合には応募申込者の計画提案書を公表していく場合があり、原則として計画提案書の中に本市情報公開条例第7条第2号ただし書に示されるような、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」が含まれる場合が該当する。

今回、事業予定者に選定された応募申込者からの計画提案書には「隣地所有者等から防災広場として提供して頂ける敷地」及び「交流広場（防災広場）の敷地については、現在過半の個別地権者より提供する旨の文章を受領しています。」等の、本プロポーザルの該当物件以外の隣接地の所有権のやり取りについて主張する記述があった。これについては条例第7条第2号ただし書の「人の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する可能性があるが、当該計画提案書は売却先として決定した事業予定者のものであるため、事業予定者の決定以降、本市ホームページに全て掲載するなど、既に一貫して公開してきているものであった。なお、これらの記載について事実と異なる点があるのではないかとの情報を受け、コンプライアンス確保の観点から事実関係を確認したが、申込受付を取り消すべき事実は認められなかったものである。

また、条例第7条第2号ただし書に該当する場合以外にも、例えば計画提案書に盗作の疑義が生じた場合や著作権を侵害する内容を含む疑いが生じた場合など、本プロポーザルの実施において不正が行われた等の疑義が生じ、事業予定者のもの以外の計画提案書を公開することが、その解明に大きく寄与する場合や、計画提案審査では優秀事業者と認められたものの価格提案審査では事業予定者に選定されず、結果として計画提案書が公表されなかった応募申込者から提案内容の優秀性を公表してほしいとの申し出を受けたため計画提案書を公表するといった場合のように、本市が個別にその必要性を認める場合には事業予定者ではない応募申込者の計画提案書についても一部もしくは全部を公表する場合がある。

#### 第4 結論

以上の理由により、本件各決定に係る実施期間の判断は、適正かつ公正であるものと思料する。